

# 焼津市農業委員会 8 月総会議事録

## 1 日時

令和6年8月19日（月）午後2時 ～ 午後3時15分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	○	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	×
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について  
第4号 農地の利用目的変更届について  
第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について  
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
第2号 農地法第4条の規定による許可について  
第3号 農地法第5条の規定による許可について  
第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和6年8月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>7番、藁科光男委員、16番、横山文哉委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<b>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</b>
議長	<p>質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号15を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号15を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、藤守コミュニティ防災センターより南西へ約500m、北に約350m進んだところに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲渡人は、現在、息子である譲受人ともう一人の息子と3人で主に水稻の耕作を行っております。今後農業経営を移譲するため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 29番	<p>地区では、8月4日に現地調査を行いました。</p> <p>今回の申請は親子間の贈与であり、現在水稻を栽培している状態となります。今後も今までどおりの作付け、管理が期待されることから、地区審査では許可相当と考えました。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号15を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号15は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号、番号1を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、焼津市学校給食センターより南西に約500mに位置している第3種に該当する農地であり、自家用駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、隣接地である現在の住宅敷地が手狭で、十分な駐車スペースが確保できないことから、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は田であります。審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。</p> <p>また本申請と同時に、隣接地の田を畑に転用する届出書も提出されており、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 24番	<p>地区委員では、8月3日に現地調査を行いました。詳しい説明は事務局のとおりです。</p> <p>耕作は一部畑として耕作がされている状態で、農地の一部を今回駐車場として転用するものです。隣接地の農地とは、区画も区切られており、影響も少ないと考え、地区審査では許可相当と考えました。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号1を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号の番号2、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号22は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号、番号2及び議案第3号、番号22を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、上新田公園より南に約50mに位置している第2種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上新田の農地について、貸駐車場敷地として利用するために転用したいという申請であります。農地2筆のうち、1筆は所有者本人による4条の</p>

	<p>転用で、もう一筆は所有権を移転しての5条転用申請となります。</p> <p>駐車場の利用者は、近隣の中古住宅を購入した方で、その敷地では駐車場が確保できないとの理由で、二つの土地を借用したいとの申請書が提出されています。</p> <p>申請地の北側・西側は宅地、東側は道路、南側は水路であります。</p> <p>審査したところ、申請地の選定に当たっては、周辺の複数の第3種農地等で検討をしていただきましたが、申請地以外には目的が達成できないこと、また転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 8番	<p>8月2日地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、車2台を駐車するといっぱいになってしまうような大きさであります。また、近隣農地に与える影響は無いと考えますので、地区委員では許可相当と考えました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号2、及び、議案第3号の番号22を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号の番号2、及び、議案第3号の番号22は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号15を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号15を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、焼津市宮野球場より東へ約100mに位置している第3種農地です。</p> <p>本件は、保福島の農地について、農地所有者の息子が貸駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>駐車場として借り受けたい事業所は、現在別の場所を借りていますが、17台分の従業員駐車場が確保できる適地を探していたところ、農地所有者の承諾を得られたことから、今般の申請となったものです。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側・南側は雑種地、西側は宅地・道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、豊田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	す。
地区委員 1 番	<p>8 月 3 日に、農業委員、推進委員で現地調査を行いました。</p> <p>資料のとおり、周辺に農地は無く問題も無いため、許可相応と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 1 5 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 1 5 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 1 6 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 1 6 を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、水道局、祢宜島配水場より南に約 1 0 0 m の第 2 種に該当する農地です。</p> <p>本件は、祢宜島の農地について、トラック車両置場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は運送会社を営んでおり、申請地の隣地の宅地を購入し、ご自身の自宅と同じ運送会社に勤める子の住宅を新築予定であります。</p> <p>仕事で利用するトラックで帰宅するということから、大型トラックの駐車場敷地を確保したく、譲渡人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は田・畑、東側は道路、南側・西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、申請地の選定に当たっては、周辺の複数の雑種地・第 3 種農地等で検討をしていただきましたが、申請地以外には目的が達成できないこと、また転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 2 4 番	<p>地区委員では、8 月 3 日に現地調査を行いました。</p> <p>事務局の説明のとおり、隣接地は宅地で購入され、その隣が今回の申請地となります。申請地の隣の農地は畑であり、転用で生じる影響は少ないと考えました。</p> <p>地区委員では、許可相応と考えました。ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 1 6 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 1 6 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、番号 1 7 を審議します。</p>

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号17を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、水道局、祢宜島配水場より南に約100mの第2種に該当する農地です。</p> <p>本件は、祢宜島の農地について、住宅の通行路として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は、隣接地の住宅を所有しており、南側道路から駐車場に車を止めるためには、当該申請地を通行する必要があります。また、西側のブロック壁部分が譲受人の土地にかかっていることから、譲渡人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側、東側は宅地、南側は道路、西側は畑であります。</p> <p>審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 24番	<p>同じく8月3日に現地調査を行いました。</p> <p>現地を確認したところ、農地として耕作できるような状況ではなく、境界から30cmほどの幅の土地でありました。転用することで周りの農地に与える影響も無いため、許可相当と考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号17を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号17を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号18を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号18を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地の場所は、水産加工団地より南に約400mの第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、藤守の農地について、駐車場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は、隣接地の雑種地を所有者しており、この土地と合わせて一体で利用したいとのことであり、また譲渡人においては、面積が極めて小さく利用が難しいとのことから、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側・西側は宅地、東側は道路、南側は雑種地であります。</p> <p>審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p>

	ご審議のほど、よろしく願いいたします
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 29番	8月4日現地調査を行いました。所有者は現在離れたところに住んでおり、管理が困難ということで、今般の申請を行いました。 申請地に隣接する農地はなく、本申請について、地区委員では許可相当と考えました。 ご審議をよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号18を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第3号、番号18を許可することに決定しました。 次に、議案第3号の番号19、及び番号20は関連する議案でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第3号、番号19、20を朗読後、説明】 申請地は、航空自衛隊静浜基地から東へ約700mに位置している第3種に該当する農地です。 本件は、下小杉の農地について、住宅用駐車場、通行路として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、隣接地の住宅を所有しており、増築後は住宅が敷地いっぱい建っているため、通行路及び駐車場が確保できないことから、譲渡人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。また、住宅裏側も同様に通行路が必要なことから、別の譲渡人の了解を得たものであります。 申請地の北側は道路、東側・南側は田、西側は宅地であります。 審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 29番	8月4日に現地調査を行いました。 申請者に確認したところ、先々代の頃に、宅地が狭く敷地として利用していたようです。今現在、駐車場として利用しており、玄関までの進入路として必要である敷地であり、許可相当と考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号19及び番号20を許可することにご異議ありませんか。

	<p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号19及び番号20を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、番号21を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号21を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、航空自衛隊静浜基地から東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、下小杉の農地について、太陽光発電敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は、太陽光発電事業を行う法人であります。事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、譲渡人においては高齢で耕作困難となっていたことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は宅地及び田、東側は宅地、南側は田、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 29番	<p>8月4日現地調査を行いました。</p> <p>前月の総会でも同様の案件で許可がされています。本申請地は、前回の申請地の付近であります。</p> <p>南側に農地がありますが、排水路がきちんと確保されており、影響はあまりないと考え、地区では許可相当としました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号21を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号21を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号を説明】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p>

異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。

以上をもちまして、令和6年8月総会を終了します。